

一般社団法人 香川県産業廃棄物協会

会長 松本 英高 様

香川県知事 浜田 恵造



新型コロナウイルス感染収束に向けた緊急事態措置について

5月4日に国において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が5月31日まで延長されたことを受け、県では、5月5日に、「新型コロナウイルス感染収束に向けた香川県における緊急事態措置等について」（別添1。以下「香川県緊急事態措置等」という。）を公表しました。

この中で、県民の皆様には、不要不急の外出の自粛要請や感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底の呼びかけをするとともに、事業者の皆様には、社会経済活動の維持との両立の観点から休業要請の延長は行わない一方で、営業を行う場合の一層の感染防止対策の徹底について協力要請を行ったところです。

貴職におかれましては、こうした状況を御理解いただき、香川県緊急事態措置等並びに国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）で示された「人の接触を8割減らす10のポイント」（別添2）及び「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」（別添3）について、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知につきまして、御協力をお願い申し上げます。

また、施設の使用にあたりましては、今後求められる適切な感染防止対策（別添4）、5月4日の専門家会議で示された「（2）業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」（別添5）及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室が作成した「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」（別添6）を参考として、適切な感染防止対策を講じていただきますようお願い申し上げます。

（問合せ先）

香川県環境森林部廃棄物対策課

産業廃棄物対策グループ 福田

電話：087-832-3223

e-mail: haitai@pref.kagawa.lg.jp